

神の木公園、台町公園 特記仕様書

1 概要

(1) 神の木公園

所在地	神奈川県神奈川区神の木台 13
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>昭和 17 年 4 月 1 日に公開された地区公園で、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域に隣接しており、戸建住宅や集合住宅などが多く、本公園は地域の貴重なオープンスペースとなっています。</p> <p>野球場利用者及び隣接する中学校の生徒の利用が多く、また、斜面に位置しており、公園内の高低差が大きく斜面の植栽林や園路が多い公園です。</p> <p>平成 26 年度 野球場外周フェンス更新 平成 27 年度 時計設置 令和 3 年度 自由広場トイレ更新</p>
面積	40,330㎡（地区公園）
有料施設	<p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 面 1 時間 1,300 円、</p> <p>対象種目 少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3 月の第 3 土曜日～12 月第 3 日曜日※ 1</p> <p>休場日 毎月第 1・第 3・第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>
主な公園施設	野球場（1 面）、管理棟、トイレ、樹林地、展望台、植栽帯区、遊具ほか
電気設備等	<p>1 屋内照明設備</p> <p>(1) 公園管理棟</p> <p>(2) トイレ</p> <p>2 屋外照明灯</p>

(2) 台町公園

所在地	神奈川県高島台 29
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>昭和 33 年 4 月 1 日に公開された近隣公園で、横浜駅から約 1 km と交通の便が良く、園地の大部分を占める野球場の利用者が多い公園で、斜面地も多く含んでいます。</p> <p>平成 22 年度 野球場改修 平成 24 年度 園路広場・遊具更新</p>
面積	11,422㎡（近隣公園）
有料施設	<p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1 面</p> <p>現行の利用料金 1 面 1 時間 1,300 円、</p> <p>対象種目 少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3 月の第 3 土曜日～12 月第 3 日曜日※ 1</p> <p>休場日 毎月第 1・第 3・第 5 月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>
附帯設備	野球場（1 面）、管理棟、トイレ、遊具ほか
電気設備等	<p>1 屋内照明設備</p> <p>(1) 公園管理棟</p>

	(2) トイレ 2 屋外照明灯
--	--------------------

※1

3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日	9:00～17:00
3月第3土曜日～5月15日、8月16日～12月第3日曜日の第2、第4月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～17:00
5月16日～8月15日	9:00～19:00
5月第4月曜日、6月～7月の第2、第4月曜日、8月第2月曜日（休日の場合はその直後の休日でない日）	13:00～19:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目		対 象	内 容	回 数
点 検	照明設備	建物内	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	分電盤・園内灯	巡視点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	放送設備	アンプ・スピーカー	定期点検	1回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	時計設備	公園時計	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認等
	節水装置	トイレ	定期点検	1回/年 外観点検・動作確認等
修 理	照明設備	建物内	ランプ交換	点検時・随時
	園内灯設備	公園園内灯	ランプ交換	点検時・随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 各公園共通

ア 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

イ 野球場の利用種目について

野球場は狭あいであるため、ソフトボール及び少年軟式野球のみの利用としています。

ウ 両公園の路上駐車について

駐車場がありませんので、特に有料施設利用者に対しては、公共交通機関の利用を徹底してください。

エ 電気・機械設備の点検・修理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検の結果については、点検後速やかに公園緑地整備課 設備担当に電子データで提出してください。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて提出してください。

オ 設備消耗品

公園設備に付随する消耗品は、必要に応じて、修繕、更新を行ってください。

(2) 神の木公園

公園内集会所について、神奈川区役所に設置許可していることから、指定管理区域外とします。神奈川区役所と協議し、管理運営範囲の確定をお願いいたします。

4 課題等（様式 25 記載事項）

- (1) 2つの公園を同一の指定管理者によって管理運営を実施することによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。
- (2) 神の木公園近隣には住宅地や小中学校等の文教施設も多く、児童・生徒の利用が多い公園ですが、公園の魅力向上を踏まえた児童・生徒向けの取組を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (3) 神の木公園及び台町公園ともに斜面地が多く、安全対策の取組が必要となっています。その取組について、斜面地の活用も含め応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (4) 有料施設として野球場がありますが、利用者用駐車場がないこともあり、施設稼働率の向上が課題となっています。施設の広報や魅力ある自主事業の実施等の取組を応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (5) 暑さ対策について
ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。
- (6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。